

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成十八年埼玉県条例第六十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(削る)</p> <p>一 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>イ 幼稚園教育要領(平成二十年文部科学省告示第二十六号)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>ロ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの</p>	<p style="text-align: center;">埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成十八年埼玉県条例第六十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 当該施設を構成する保育所において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>ロ 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行っていること。</p> <p>二 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>イ 幼稚園教育要領(平成二十年文部科学省告示第二十六号)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園</p> <p>ロ 幼稚園及び認可外保育施設(児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの)をいう。(以下同じ。)のそれぞれの用に供される建物及びその附属</p>

改正案	現行
<p>(1) 当該施設を構成する<u>保育機能施設</u>において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>(2) 当該施設を構成する<u>保育機能施設</u>に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行っていること。</p> <p>二 保育所型認定こども園 <u>保育を必要とする子ども</u>に対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所</p> <p>三 認可外保育施設型認定こども園 <u>保育を必要とする子ども</u>に対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う<u>保育機能施設</u>(児童福祉法施行条例(平成二十四年埼玉県条例第六十八号)第四章第五節の保育所の基準を満たしているものに限る。)</p> <p>(職員の配置)</p> <p>第三条 条例別表第一号ロの規則で定める人数は、次に定めるとおりとする。ただし、常時二人を下回ってはならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 <u>満四歳以上の子どもおおむね三十人につき一人以上</u></p> <p>(削る)</p>	<p>設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 当該施設を構成する<u>認可外保育施設</u>において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>(2) 当該施設を構成する<u>認可外保育施設</u>に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行っていること。</p> <p>三 保育所型認定こども園 <u>児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児</u>に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所</p> <p>四 認可外保育施設型認定こども園 <u>児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児</u>に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う<u>認可外保育施設</u>(児童福祉法施行条例(平成二十四年埼玉県条例第六十八号)第四章第五節の保育所の基準を満たしているものに限る。)</p> <p>(職員の配置)</p> <p>第三条 条例別表第一号ロの規則で定める人数は、次に定めるとおりとする。ただし、常時二人を下回ってはならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 <u>満四歳以上の子どものうち幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの(次条第一項において「短時間利用児」という。)</u> おおむね三十人につき一人以上</p> <p>五 <u>満四歳以上の子どものうち保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの(次条第一項及び第五条第二号において「長時間利用児」という。)</u> おおむね三十人につき一人以上</p>

改正案

現行

(学級の編制)

第四条 条例別表第二号の規定による学級の編制は、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの(次条第二号において「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の四時間程度の利用時間について行うものとする。この場合において、一学級の人数は、満三歳以上満四歳未満の子どもにあつては二十人以下、満四歳以上の子どもにあつては三十五人以下とする。

2・3 (略)

(職員の資格)

第五条 条例別表第三号ロの規則で定める場合は、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者を置くことが困難な場合で次に掲げるときとする。

一 (略)

二 次のイ又はロに該当する者を教育及び保育時間相当利用児の保育に従事させるとき。

イ (略)

ロ 幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合で、幼稚園の教員の免許状のみを有する者(その意欲、適性、能力等を考慮して教育及び保育時間相当利用児の保育に従事することが適当と認められる者であつて保育士の資格の取得に向けた努力を行つているものに限る。)

(施設及び設備)

第六条 (略)

2 条例別表第四号ロの規則で定める面積は、満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設的面積及び満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設的面積を除き、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の下欄に定める面積とする。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合であつて、次項第一号及び第二号本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
-----	----

(学級の編制)

第四条 条例別表第二号の規定による学級の編制は、短時間利用児及び長時間利用児に共通の四時間程度の利用時間について行うものとする。この場合において、一学級の人数は、満三歳以上満四歳未満の子どもにあつては二十人以下、満四歳以上の子どもにあつては三十五人以下とする。

2・3 (略)

(職員の資格)

第五条 条例別表第三号ロの規則で定める場合は、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者を置くことが困難な場合で次に掲げるときとする。

一 (略)

二 次のイ又はロに該当する者を長時間利用児の保育に従事させるとき。

イ (略)

ロ 幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合で、幼稚園の教員の免許状のみを有する者(その意欲、適性、能力等を考慮して長時間利用児の保育に従事することが適当と認められる者であつて保育士の資格の取得に向けた努力を行つているものに限る。)

(施設及び設備)

第六条 (略)

2 条例別表第四号ロの規則で定める面積は、満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設的面積及び満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設的面積を除き、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の下欄に定める面積とする。ただし、既存施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合であつて、次項第一号及び第二号本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
-----	----

改正案

一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに当該学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積

3 条例別表第四号ハの規定による乳児室又はほふく室等の設置は、次に定めるところにより行うものとする。

一 (略)

二 満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上の面積の保育室又は遊戯室を設けること。ただし、満二歳以上の子どもに限り、既存施設が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積が前項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

三 屋外遊戯場

イ 次に掲げる基準をいずれも満たす面積の屋外遊戯場を設けること。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合であつて(一)を満たすときは(二)を満たすことを要せず、既存施設が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合であつて(二)を満たすときは(一)を満たすことを要しない。

(一)(二) (略)

ロ 屋外遊戯場は、園舎と同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること。ただし、保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園にあつては、次に掲げる要件の全てを満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に設けることができる。

(一)～(三) (略)

四 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)には、子どもに対する食事の提供を行うための調理室を設けること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合は、当該イ又はロに定める設備の設置をもつて、調理室の設置に代えることができる。

イ 知事が別に定めるところにより認定こども園の満二歳以上の子どもに

現行

一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに当該学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積

3 条例別表第四号ハの規定による乳児室又はほふく室等の設置は、次に定めるところにより行うものとする。

一 (略)

二 満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上の面積の保育室又は遊戯室を設けること。ただし、満二歳以上の子どもに限り、既存施設が幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積が前項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

三 屋外遊戯場

イ 次に掲げる基準をいずれも満たす面積の屋外遊戯場を設けること。ただし、既存施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合であつて(一)を満たすときは(二)を満たすことを要せず、既存施設が幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合であつて(二)を満たすときは(一)を満たすことを要しない。

(一)(二) (略)

ロ 屋外遊戯場は、園舎と同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること。ただし、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に設けることができる。

(一)～(三) (略)

四 認定こども園には、子どもに対する食事の提供を行うための調理室を設けること。ただし、知事が別に定めるところにより認定こども園の満二歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行う場合は、調理のための加熱、保存等の機能を有する設備の設置をもつて、調理室の設置に代えることができる。

改正案	現行
<p> 対する食事の提供を当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行う場合 調理のための加熱、保存等の機能を有する設備 ロ 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合 当該方法により行うために必要な調理設備 </p> <p> 第七条・第八条 (略) </p> <p> (子育て支援事業) </p> <p> 第九条 条例別表第七号の規定による子育て支援事業の実施は、次に掲げる事項に留意して、週三日以上行うものとする。 </p> <p> 一 子育て支援事業の実施を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。 </p> <p> 二・三 (略) </p> <p> (その他) </p> <p> 第十条 条例別表第八号の適切な管理運営等は、次のとおり行うものとする。 </p> <p> 一 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき八時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定めること。 </p> <p> 二 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるように、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じた定めること。 </p> <p> 三〜八 (略) </p> <p> 第十一条 (略) </p>	<p> 第七条・第八条 (略) </p> <p> (子育て支援事業) </p> <p> 第九条 条例別表第七号の規定による子育て支援事業の実施は、次に掲げる事項に留意して、週三日以上行うものとする。 </p> <p> 一 子育て支援事業の実施を通して保護者自身の子育てする力の向上を積極的に支援すること。 </p> <p> 二・三 (略) </p> <p> (その他) </p> <p> 第十条 条例別表第八号の適切な管理運営等は、次のとおり行うものとする。 </p> <p> 一 認定こども園における保育に欠ける子どもに対する保育時間は、一日につき八時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定めること。 </p> <p> 二 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるように、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じた定めること。 </p> <p> 三〜八 (略) </p> <p> 第十一条 (略) </p>